付録 1.2 第 15 回 DSC 小委員会審議概要

1 会合の概要

- (1) 平成 22 年 9 月 13 日~17 日 (ロンドン IMO 本部)
- (2) 参加国又は機関 63 カ国(地域含む)、28 機関、その他

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、バハマ、バングラディッシュ、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、クック諸島、キプロス、北朝鮮、デンマーク、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、キリバス、ラトビア、リベリア、リビア、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トリニダードトバコ、トルコ、ツバル、ウクライナ、英、米、バヌアツ、ベネズエラ、香港、EC、MOWCA、MAIIF、ICS、ISO、CIRM、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、OCIMF、IICL、IFSMA、INTERTANKO、ITOPF、DGAC、INTERCARGO、IMarEST、IPTA、IMCA、WNTI、IHMA、IBTA、IVODGA、ITF、HBIA、NI及びWSC

(3) 議長等

議 長: Mrs. Olga Pestel Lefevre (仏)

副議長: Mr. Arsenio Dominguez (パナマ)

日本からの参加者: 今井 新 (在英日本大使館)

(敬称略) 太田 進 ((独)海上技術安全研究所)

藤沼 慎太郎 ((財) 日本海事協会)

寺岡 浩仁 ((社) 電池工業会)

野上 光造 ((社)電池工業会)

古川 明男 ((社)電池工業会)

濵田 高志 ((社)日本海事検定協会)

山崎 晃 ((社)日本海事検定協会)

2 審議概況

(1) 議題の採択(議題1関連)

- ① 特段のコメントなく、小委員会は、今次会合の議題(DSC 15/1/Rev.1)を採択した。
- ② 議題7を審議するためのワーキンググループ (WG3) について、小委員会は、プレナリーでの審議を待たずに直ちに設置し開始することに合意した。

(2) 他の IMO 機関の決定(議題 2 関連)

事務局から、文書 DSC 15/2 及び DSC 15/2/1 に基づき、他の委員会及び小委員会の決定の うち、本小委員会に関係するものについて報告があり、小委員会は特段の異議なく、関連す る議題において必要な対応をとることとした。

(3) 国連勧告との調和を含む IMDG コード及び追補の改正(議題3関連)

E&T グループの報告(DSC 15/3)

IMDG コード第34回改正のエラッタが準備され発行されたこと、同コード第35回改正が本年5月に開催されたMSCにて採択されたこと等が報告され、その内容が確認された。審議の中で、議長より、MSCの決定に従い今後のIMDGコード改正に関するエラッタは"Note Verbale"にて発行される旨の説明があった。

- ② IMDG コード第 35 回改正関連事項
 - (4) 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム及びそれら混合物 (DSC 15/3/2、DSC 15/3/10、DSC 15/3/19、DSC 15/3/20 及び DSC 15/INF.9)

硝酸カリウム (UN 1486)、硝酸ナトリウム (UN 1498) 及びそれらの混合物 (UN 1499) に関し、特別な形状のものを危険物から除外するとした海上運送時のみ適用される新特別規定 964 を削除すべきとした提案については、ロシア、スウェーデン、ドイツ等の数カ国 (7 カ国) から当該物質は過去の経験に基づき危険物に指定されたものであるとして特別要件 964 の削除を支持する発言があった。しかし日本をはじめ多くの国 (18 カ国) が同特別要件は本年開催された MSC にて何ら反対もなく採択されたものであり今回会合にて改正を行うことは不適当であり、また、国連危険物輸送専門家小委員会にてこれら物質の分類評価方法の見直し作業が始まる予定であり、同小委員会の審議結果を待って検討を行うべきであると指摘したことから、小委員会は、現段階では特別要件の変更は行わず国連小委員会の審議結果を待って必要に応じ検討を行うことに合意した。

(P) ニッケル水素電池(DSC 15/3/11)

熱源近くに積載された場合でも安全に輸送できることが試験により証明されたニッケル水素電池を規則の適用から除外する日本提案については、韓国が支持を表明したものの、ドイツ、ベルギー、フランス、ICS、DGAC及び VOHMA から判断を下すには情報(科学的根拠、試験方法の明確化、合格したものと不合格のものの区別方法等)が少なすぎる旨の指摘があった。これを受け、日本が今回の意見を考慮し今後新たな提案を検討する旨発言した。小委員会は、本件は現時点では合意できる内容ではなく、今後必要に応じ(新たな提案があれば)検討を行うことに合意した。

(ハ) IMDG コード統一改訂版(DSC 15/3/18)

事務局より、GISIS 中に IMDG コードの最新版の内容を確認できる IMDG モジュール を現在構築中であり、2010 年 11 月に完成予定であるとの報告があった。

- ③ IMDG コード第 36 回改正案
 - (4) IMDG コード第7章の改正 (DSC 15/3/8、DSC 15/3/9、DSC 15/3/16 及び DSC 15/INF.7) IMDG コード第7章の見直しに関するコレスポンデンスグループ (CG) の報告に基づき審議が行われた。小委員会は、コンテナ船及びローロー船における貨物輸送ユニットの隔離に関する図解をコード本文から削除しサーキュラーとして発行する CG の提案に合意した。今後の作業方法について、小委員会は、今回会合にてドラフティンググループを設置して編集上の修正作業を続け、その結果を来年4月に開催される E&T グループに送ると共に、その他今回会合に提出された審議が必要である提案、意見等についても同グループにて検討を行うこととした。なお、当該作業には相当の時間がかかるこ

とが見込まれることから、小委員会は、次回 E&T グループの開催日程を 3 日間延長することに合意し、MSC の承認を要請することとした。

(p) リン酸イソデシルジフェニルの分類 (DSC 15/3/1)

海洋汚染物質として IMDG コードのインデックスに記載されているリン酸イソデシルジフェニルをインデックスから削除するベルギー提案については、海洋汚染物質ではないと判断するための十分なデータ (SDS等)が提出されていないとの意見が多く表明され、小委員会は、ベルギーに対し詳細なデータを E&T グループに提出するよう要請すると共に、E&T グループに対し、当該データの検討を行い DSC 16 にその検討結果を報告するよう指示することとした。

(^) UN 2211 及び UN 3314 の運送(DSC 15/3/3)

当該物質の運送に使用される貨物輸送ユニットに通風の要件を課すドイツ提案については、通風の定義が明確ではないとの意見があり、E&T グループにて詳細な検討が行われることとなった。

(二) バルクコンテナインストラクションの見直し(DSC 15/3/4)

IMSBC コードの規定を考慮して IMDG コード及び国連モデル規則に規定された UN 1402、UN 1395、UN 1446、UN 1469、UN 2211 及び UN 3314 に適用されるバルクコンテナインストラクションを改正するドイツ提案については、E&T グループにて詳細な検討が行われることとなった。

(ホ) 追跡及び監視装置(DSC 15/3/5)

コンテナに取り付けられるリチウム電池等を動力源とする RFID に適用される要件を導入するドイツ提案については、同要件は貨物の要件ではなく、また、危険物を収納したコンテナのみに適用されるものではないことから、IMDG コードにて規制することは適当ではなく別の規則 (SOLAS II-2 章等) にて規定することが適当ではないかとの指摘があり、合意されなかった。

(^) セミトレーラーの定義 (DSC 15/3/6)

プラカードの貼付要件を明確にするためにセミトレーラーの定義を新たに導入するドイツ提案については、既に国連の関係委員会にて定義が明確化されており、同定義を導入すべきであるとの意見が表明された。小委員会は E&T グループに対し、国連の定義を考慮の上、詳細な検討を行うよう指示することとした。

(ト) SP 272 及び SP 924 (DSC 15/3/7)

UN 0143、UN 3319 及び UN 3344 に適用される特別要件 SP 272 及び SP 924 は重複した内容であり SP 924 を削除すべきであるとしたドイツ提案は原則合意され、E&T グループにてその他関連する改正が必要か否かの検討が行われることとなった。

(チ) 少量危険物を収納した貨物輸送ユニットへのプラカード貼付要件(DSC 15/3/12)

少量危険物とその他の危険物を収納した貨物輸送ユニットへのプラカード貼付要件を明確にするベルギー提案が審議された。小委員会は、同条件の場合にはその他の危険物に要求されるプラカードのみを貼付すると合意すると共に、E&T グループに対し、同時に収納される危険物がプラカードの貼付を要求されない場合、非危険物と同時に収納されている場合等の要件の明確化についても検討を行うよう指示することとした。

(リ) 食料品との積載 (DSC 15/3/13)

食料品と毒物等の危険物の隔離要件を規定した 7.1.5 項を改正するドイツ提案については、主管庁承認を条件に隔離要件を緩和する規定の導入に対し数カ国からの反対が示され、検討の結果、小委員会は E&T グループに対し同提案の検討を行うよう指示すると共に、各国に対し同グループにコメントを提出するよう要請することとした。

(ヌ) UN 1263 の正式品名の改正 (DSC 15/3/15)

UN 1263 の正式品名を"PAINT AND PAINT RELATED MATERIAL"に改正する韓国提案については、正式品名の変更は海上輸送だけではなく他の輸送モードにも関係するものであることから国連危険物輸送専門家小委員会にて検討されるべきであるとして合意されなかったものの、小委員会は、"PAINT RELATED MATERIAL"のみを品名として使用することが一つの解決方法であると合意した。

(ル) 解毒剤の備置要件の見直し(DSC 15/3/14 及び DSC 15/3/17)

亜硝酸アミルの備置要件を Medical First Aid Guide へ追加する INTERTANKO 提案については、バハマ、パナマ等が支持を表明する一方、ドイツ、ベルギー等が 1998 年に十分な検討を行った上で MFAG の改正を行っており変更の必要はないとの指摘をおこなった。小委員会は、1998 年の改正を変更する根拠となる情報が提供されていないことから、現時点では備置要件の見直しは行わないこととした。

(4) 貨物の性状評価を含む IMSBC コードの改正 (議題 4 関連)

WGの設置

小委員会は、以下の付託事項により、IMSBC コードに関するワーキンググループ (WG) を設置した。

- (a) DSC 15/4、DSC 15/4/2、DSC 15/4/3、DSC 15/4/4、DSC 15/4/6、DSC 15/4/7、DSC 15/4/8、DSC 15/4/10、DSC 15/4/12、DSC 15/4/15 及び DSC 15/4/16 を考慮して、IMSBC コード 改正案を作成すること
- (b) DSC 15/4/5 を考慮して、今後の進め方について検討すること
- (c) FSI 18 の結果等を考慮して、IMSBC コードに検査と証書の方法が記載されていない ことに関する業界の懸念についてさらに検討すること
- (d) DSC 15/4/1、DSC 15/4/9 及び DSC 15/4/14 を考慮し、MHB の判定基準及びコレスポン デンスグループ (CG) 設置の必要性について検討し、必要な場合、付託事項を準備 すること
- (e) 固定式ガス消火設備を免除できる貨物及び固定式ガス消火設備が有効でない貨物に 関する指針案を準備すること
- (f) 鉄鉱粉に係る MSC/Circular 案を準備すること
- (g) 時間があれば最低の優先順位で DSC 15/INF.6 について検討し、興味のある国が DSC 16 に提案する際の指針を示すこと
- (h) 金曜日に書面により報告すること

- ② 個別スケジュールの改正に関する日本提案(DSC 15/4/3 及び DSC 15/4/4)
 - (イ) プレナリーにおける審議(WG 開始前)
 - (a) 会議に先立って準備された IMSBC コードに係る WG への付託事項の案では、 DSC 15/4/4, Annex 2 は「時間があれば (if time permits) 審議する」となっていたので、 日本は提案文書の説明において、この部分については、今回会合で審議して欲しい旨を述べた。
 - (b) 個別スケジュールの Editorial な改正 (DSC 15/4/3) をカナダ、ベネズエラ、韓国、ギリシャ及び南アフリカが支持した。オランダ及びドイツは、基本的には日本提案を支持しつつ、Editorial では無い改正を含むとの考えを述べた。マーシャル諸島は、オランダの意見を支持しつつ、DRI (B)の粒径に係る記述の修正は、Editorial ではないとの意見を述べた。小委員会は、DSC 15/4/3 については、今後検討していくことに合意し、また、時間があれば今回会合で審議することに合意した。
 - (c) 個別スケジュールの内容に係る改正 (DSC 15/4/4) のうち、緊急を要する改正 (Annex 1:溶剤抽出法によるシードケーキの個別スケジュール) については、特段 の反対はなく、カナダからの支持もあり、小委員会は、DSC 15/4/4, Annex 1に基づき、WG で改正案を仕上げることに合意した。
 - (d) 個別スケジュールの内容に係る改正 (DSC 15/4/4) のうち、その他の改正 (Annex 2) を韓国、ギリシャ及び南アフリカは基本的に支持し WG で審議したい旨を述べた。カナダは、DSC 15/4/4, Annex 2 は、情報が不足しているため支持できないとして、個別に提案すべきであるとの意見を述べ、また鉱物精鉱の荷繰り (No.13) については、背景の説明が無いことを理由に反対との意見を述べ、また、硫黄の運送に係るコーティング(No.18)は、審議の結果合意した文言であり、改正すべきではないとの意見を述べた。オランダは、説明不足との意見を述べつつ、硝安及び硝安肥料 (No.1 & No.2) の改正については WG で検討したいと述べた。フランスは、非危険物の硝安肥料 (No.2) の改正に反対した。ドイツは、支持できる部分も多いが色々と質問があり、WG で審議したいとの意見を述べた。検討の結果、小委員会は、DSC 15/4/4, Annex 2 も WG で審議することに合意した。

(p) WG における審議

- (a) 個別スケジュールの内容的改正 (DSC 15/4/4)
 - (i) WG は、個別スケジュールの内容に係る改正 (DSC 15/4/4) のうち、緊急を要する 改正 (Annex 1:溶剤抽出法によるシードケーキの個別スケジュール) について、 日本の提案のとおり合意した。
 - (ii) DSC 15/4/4, Annex 2 の各種改正案については、以下のとおりである。
 - ・ 硝酸アンモニウム及び同肥料の DISCHARGE において機関室における油のポン ピングを認める改正については、CEFIC からの支持もあり合意された。
 - ・ 非危険物の硝酸アンモニウム肥料に証書を要求する改正については、ドイツが同 案を支持するも、CEFIC、オランダ及びエストニアがこれを反対し、検討の結果、 合意されなかった。

- ・ 非危険物の硝酸アンモニウム肥料の機関室隔壁からの隔離に係る要件の修正については、CEFIC から現行のままで非危険物の硝酸アンモニウム肥料の要件が危険物の硝酸アンモニウム肥料の要件より厳しいわけではないとの指摘があると共に、カナダから関連する要件について前回会合で審議しており改正はそれで十分であるとの意見が述べられ、合意されなかった。
- ・ 褐炭ブリケットの危険性に関する記述の修正については、イタリア及びカナダからの支持もあり原則合意された。WGは、CEFIC等の指摘を受けて、同品名の個別スケジュールの Appendix を参照しつつ、一部文言の修正を行った上、改正案を準備した。
- 褐炭ブリケットの Appendix の PRECAUTIONS の要件における文言の削除については、提案どおり合意された。
- ・ 粘土の CLEAN-UP におけるビルジウェルの清掃に係る要件の修正については、 ドイツからの反対意見が示されたものの、カナダからの支持を受け、日本が説明 に努めた結果、提案どおり合意された。
- ・ リン鉄の CARRIAGE におけるガス計測要件の追加については、イタリアが同案を支持したが、IACS からガスの種類を具体的に示すべきとの意見が述べられた。 WG は、リン化水素をガスの例として含めることに合意した上、同案に若干の修正を加えた改正案を準備した。
- ・ フェロシリコン (MHB) の LOADING における貨物の重量分散の要件の改正に ついては、ドイツ及びカナダが慎重な検討が必要であるとして、改正を支持しな かった。検討の結果、WG は危険物のフェロシリコン (UN 1408) の要件に合わ せることに合意した。
- ・ 石膏の雨中の揚げ荷役を認めるための改正については、検討の結果、WG は要件 の中の「荷役 (handling)」を「積み荷役 (loading)」に修正することに合意した。
- ・ 石膏の吸湿性に係る要件の追加については、石膏の吸湿性に関するデータが不足 しているとして、合意されなかった。
- ・ 硫化金属精鉱の荷繰り要件の改正については、改正案に基づく荷繰りで安全に運送できるとのデータが無いとして、カナダ及び英国から反対意見が示され、検討の結果、合意されなかった。なお、日本が同要件中の"in particular on smaller ships, i.e. 100 m long or less" の文言の削除を提案したところ、これについては合意された。
- ・ 鉱物精鉱の BCSN における「全ての貨物名を網羅していない」との記述の削除に ついては、提案どおり合意された。
- ・ 鉱物精鉱の荷繰り要件の改正については、硫化金属精鉱の荷繰り要件の改正と同様の理由により、合意されなかった。
- ・ 硫酸焼鉱のコーティングの要件の改正については、ライムウォッシュの他に塗装 も認めるべきとの日本の提案に対し、INTERCARGOからもっと一般的な記述に すべきとの意見が述べられた。検討の結果、WGはコーティングを要求し、ライ ムウォッシュはその一例とすることに合意した。

- ・ 塩の雨中の揚げ荷役を認めるための改正については、石膏の雨中の揚げ荷役に係る要件改正と同様、WGは、要件の中の「荷役(handling)」を「積み荷役(loading)」に修正することに合意した。
- ・ シードケーキの DESCRIPTION の記述の改正については、シードケーキの DESCRIPTION において各種貨物の名称に係る記述に問題があることは認識され たものの、改正には慎重な検討が必要であるとして、検討の結果、WG は今回会 合では改正を行わず、各国に情報提供を求めることに合意した。
- ・ シードケーキ UN 1386 (A) の発火源の排除に係る要件の追加については、他のシードケーキの規定に倣って、シードケーキ UN 1386 (A)にも発火源の排除に係る要件を適用してはどうかとの日本の提案に対し、イタリアから UN 1386 (A) は機械絞りによる物質だけなので、溶剤抽出による他のシードケーキと同様の要件を適用する必要はないとの意見が述べられ、カナダがこれを支持した。検討の結果、同案は合意されなかった。
- ・ 硫黄 (成形されたもの) のペイントに関する要件の改正については、カナダから 本件は検討済みであるとの意見が述べられたが、WG は硫酸焼鉱の場合と同様の 取り扱いにすることに合意した。
- ・ 硫黄 (成形されたもの) のハッチの密閉に関する要件の削除については、カナダ からの反対意見と共に、英国からも難色を示す意見が述べられ、検討の結果、合意されなかった。
- ・ 木材ペレットの雨中揚げ荷役を認めるための改正については、エストニア及びイタリアからの反対意見もあり、合意されなかった。
- (b) 個別スケジュールの Editorial な改正 (DSC 15/4/3)

時間の都合により WG は、本提案文書の検討は次回会合に延期すると共に、本提案文書に関する意見の提出を各国に要請するよう小委員会に推奨することに合意した。

(c) IMSBC コードに係る E&T グループの設置について

日本からの提案文書 DSC 15/4/3 の検討において、ドイツから IMSBC コードを詳細に検討するには IMSBC コードに係る E&T グループの設置が必要であるとの意見があり、その他多くのメンバーからも同様の意見が述べられた。なお、オーストラリアから、IMSBC コードは WG において検討される点が IMDG コードと異なるとして E&T グループ設置には賛成できない旨が述べられたものの、検討の結果、WG は E&T グループの設置を小委員会に要請することに合意した。

- (ハ) プレナリーにおける審議(WG終了後)
 - (a) 個別スケジュールの内容的改正 (DSC 15/4/4)

小委員会は、WG が準備した改正案を採択のため MSC 89 に送ることに合意した。 また小委員会は、シードケーキの DESCRIPTION にある貨物の名称 (DSC 15/4/4, Annex 2 第 16 節) について情報を提供するよう各国及び機関に要請した。

(b) 個別スケジュールの Editorial な改正 (DSC 15/4/3)

小委員会は、各国及び機関に日本提案 (DSC 15/4/3) を検討し、コメントがあれば 次回会合に提出するよう要請した。

(c) IMSBC コードに係る E&T グループの設置について

バハマは、事務局の疲労やコストの問題を指摘した上で、理事会の方針(会議を減らせ)を引用し、E&T グループを設置すべきとの意見を承認することに反対する旨を述べた。また、ギリシャは、バハマの意見を支持しつつ、考えられる E&T グループは対策の一つに過ぎないとの意見を述べ、マーシャル諸島がこれを支持した。

カナダは、WGの議論の進め方(その場で各文言毎に検討するやり方)に問題がある旨を指摘した。また、背景に関する知識の無い者が、要件を書き換える議論をしていることを指摘し、そのために時間が掛かっているとの意見を述べた上で、WGメンバーの思いつきで要件が追加されることに強い懸念を示した。よって、E&T グループを設置するよりも、議論を早くすることが重要であるとした。そのためには、新規貨物に関する提案をまずは認め、改正を要すると考える者は、さらに提案すれば良いとの考えを示した。また、BCコードは、非常に良いガイドであったが、IMSBCコードは使えないものになっているとの意見を述べた。

デンマークは、承認の代わりに意見をノートすれば良いとの意見を述べ、パナマが これを支持した。

検討の結果、小委員会は、WGの意見をノートし、各国に作業量が膨大であるとの問題を解決する方法について検討し、興味のある国は MSC に文書を提出するよう要請した。

③ 殺虫剤(リン化水素)の火災安全要件(DSC 15/4/5:日本)

(イ) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

殺虫剤(リン化水素)の火災安全要件の追加に係る日本提案については、特段の反対 意見なく、小委員会は今回会合で検討することに合意した。

ウクライナは、MSC.1/Circ.1264(船上における殺虫剤の安全使用に関する勧告:船倉用)の改正(Option 2)を支持しつつ FP 小委員会にも検討を要請すべきとの意見を述べた。ロシアは、日本提案を支持しつつ同時に毒性についても注意事項を加えることを提案した。ドイツは、ホスフィンを放出する物質全般に注意が必要かもしれないとしつつ Option 2 を支持した。カナダは、ウクライナとドイツの意見を支持したうえ Option 2 を支持すると共に、以前にバンクーバーで事故があったことを紹介し、錠剤が水分に触れると燃える旨を説明した。ベルギーは、IMSBC コードの改正(Option 1)と Option 2 の両方を実施すれば良いとの意見を述べた。韓国は Option 2 を支持した。

検討の結果、小委員会は、日本提案に基本的に合意した上で、IMSBC コード又は MSC.1/Circ.1264 のいずれを改正するかの判断を含め、WG に委ねることに合意した。 また、IMO における審議の手続きを考慮した上で、MSC/Circular の改正を如何に行うか についても WG で検討することに合意した。

(P) WG における審議

オランダ、カナダ、ドイツ、スウェーデン、英国、マーシャル諸島、INTERCARGO 及びオランダは、MSC.1/Circ.1264 を改正すべきとの意見を述べた。その際カナダは、理由として、この殺虫剤は穀類にも用いられることを挙げた。また、オーストラリア及びドイツは、正確には、リン化水素を発するためのアルミリン化水素等の錠剤等の問題

である旨を指摘した。

フィンランド、ICS 及びギリシャは、IMSBC コード及び MSC.1/Circ.1264 の両方を改正すべきとの意見を述べた。

日本は、MSC.1/Circ.1264 の改正を行うことは手続き的に問題がないのか事務局に確認したが、事務局からの明確な回答はなかった。

検討の結果、WG は、MSC.1/Circ.1264 を改正することに合意し、日本提案を基礎として改正案を準備した。

- (ハ) プレナリーにおける審議(WG終了後)
 - 小委員会は、WGが準備した改正案を承認のためMSC89に送ることに合意した。
- ④ DSC 14 における WG の報告 (DSC 15/4)
 - (イ) プレナリーにおける審議(WG 開始前)
 - (a) Granular Ferrous Sulphate 等(DSC 15/4 第 19.1 節)

DSC 14 で Granular Ferrous Sulphate Monohydrate について検討され、情報の不足が指摘されていた。小委員会は、この貨物については、英国提案 (DSC 15/4/6、DSC 15/4/6 Corr.1 及び DSC 15/4/7) に基づいて検討することに合意した。

- (b) 硝安肥料を運送する船舶の A-60 級同等構造の証書 (DSC 15/4 第 19.2 節)
 - 小委員会は、硝安肥料を運送する船舶の A-60 級同等構造について、貨物関係主管 庁 (competent authority) による証書に関する追加の要件は不要であるとの WG の意見に合意した。
- (c) 硝安及び硝安肥料の個別スケジュールの改正により派生する改正等(DSC 15/4 第 19.3 節)

小委員会は、これら改正等について、詳細に検討するよう WG に指示することに合意した。

(d) 各種個別スケジュールの改正 (DSC 15/4 第 19.4 節及び Annex 1)

日本は、WG の付託事項に DSC 15/4, Annex 1 の仕上げが含まれていることを考慮し、WOOD PRODUCTS GENERAL の DESCRIPTION の記述の改正を提案した上で、詳細は WG で検討したい旨を述べた。また CEFIC も硝安及び硝安肥料の個別スケジュールの改正案の詳細を WG で検討したい旨を述べた。

小委員会は、DSC 15/4, Annex 1 を WG で検討することに合意し、今回会合で最終案を準備するように指示した。

(e) IMSBC コードに基づく検査と証書

事務局より DSC 15/2/1 に基づき、FSI 18 では特段の検討は行われなかった旨が報告された。

ドイツは、船舶の IMSBC コードへの適合証書の必要性を主張し、場合によっては SOLAS 条約第 II-2 章第 19 規則を改正する方法もあるとの意見を述べた。 INTERCARGO、フランス及びオランダはこの意見を支持した。

IACS は、現時点では検討のたたき台を準備していないが、今後の会合には検討のたたき台を提出する旨を述べた。カナダ、ドイツ及びフランスから IACS の申し出を受け入れるべきとの意見があり、小委員会はこれに合意し、IACS に対し次回会合に

提案文書を出すよう要請した。

ベルギーは、この問題を論じる前に、Competent Authority との用語に関するオラン ダ提案(DSC 15/4/8)を検討すべきとの意見を述べ、ギリシャがこれを支持した。

検討の結果、小委員会は、新たな検査及び証書に関するスキームを検討して行くことに合意し、現時点では検討のたたき台が無いことから、今後の審議方法に関する検討をWGに指示した。

(p) WG における審議

(a) 各種個別スケジュールの改正 (DSC 15/4 第 19.4 節及び Annex 1)

日本が Wood Products General の DESCRIPTION の記述の改正を提案したところ、幾つかの意見があったがまとまらず、WG は、前回会合における検討結果を維持、即ち、改正は行わないことに合意した。

WG は、硝酸アンモニウム及び同肥料を主として幾つかの細かな修正を加えた上、改正案を準備した。さらに WG は、この改正及び各種個別スケジュールの追加に伴い、IMSBC コードの Appendix 3 の非粘着性物質のリスト及び Appendix 4 (貨物の索引)の修正が必要であることを認識し、これらの改正案を準備した。

(b) IMSBC コードに基づく検査と証書

オーストラリア及びイタリアは、IMSBC コードへの遵守を確認するには、検査とそれに基づく証書が必要である旨を主張し、ICS 等業界団体は、各国により IMSBC コードへの適合に関する解釈が異なり、手間とコストがかかるので、この問題を解決して欲しい旨を述べた。これに対して多くの代表者が、問題をより明確にした上で目標を明確にしなければ検討できないとの意見を述べた。これを受け WG が ICS に検討を依頼したところ、IACS は、この問題は検討を止めても良いのではないかとの意見を述べた。

日本は、WGで検討する内容は基本的には技術的事項のはずである旨指摘したところ、スウェーデンは、この問題は、まず MSC で扱ってはどうかと述べた。これに対して日本は、新議題として承認されるよう、小委員会に MSC への働きかけを推奨する必要はないとの意見を述べた。

IACS は、現在既に各船級が適合鑑定書を発行していることを考慮すれば、この問題をこれ以上検討する必要はないとの認識を示し、検討を止めることを提案した。 検討の結果、WG は、本件に関する検討を止めることに合意した。

(^) プレナリーにおける審議(WG 終了後)

(a) 各種個別スケジュールの改正 (DSC 15/4 第 19.4 節及び Annex 1)

小委員会は、WGが準備した改正案を採択のためMSC89に送ることに合意した。

(b) IMSBC コードに基づく検査と証書

小委員会は、WG の意見を受け、本件については検討しないことに合意した。

IACS は、WG 報告の24節にRecognized OrganizationがIMSBCコードへの適合を示す書類を出しているとの記述があるが、法的裏付けがないので、Recognized Organizationとして書類を出しているわけではない旨を指摘した。

検討の結果、小委員会は、小委員会の最終報告では、本件審議を継続しない理由に

ついて、WGの報告とは若干表現を変えることに合意した。また小委員会は、このことを FSI 19 に報告するよう事務局に指示した。

- ⑤ IMSBC コードへの個別スケジュールの追加
 - (イ) 乾燥穀類蒸留物 (DDGS) (DSC 15/4/2:米国)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

スペインは、この貨物の運送において 25 年間事故がなかったことを報告し、自然 発火の危険性は無いとの考えを述べ、種別 C とすることを支持した。さらに IBTA 及 び中国も本提案を支持した。

ICS は、試験の結果 49 度の温度上昇があった点に懸念を示し、米国に説明を求めた。これに対して米国は、一つの試験で温度上昇が認められたが、これは試験の途中で計測された最高温度であり、実際の輸送における温度上昇はない旨説明した。

検討の結果、小委員会は、基本的に本提案に合意した上で、WG に最終案を準備するよう指示した。

(b) WG における審議

WG での検討において、米国より水分値の範囲の修正 (12→13%) の申し出があり、 WG はこれに合意した上、同修正を加え最終案を準備した。

(c) プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、WGが準備した最終案を採択のためMSC89に送ることに合意した。

- (p) 粒状硫化鉄の個別スケジュール (DSC 15/4/6 及び DSC 15/4/6/Corr.1:英国)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

カナダ、フランス、日本、米国及びフィンランドが本提案を支持し、小委員会は WGで詳細に検討することに合意した。検討において、以下の意見があった。

- ・ 日本は、GHS に基づく経口急性毒性が区分 4 であっても、種別 C とする考え方を支持した。
- ・ ICS は、貨物の分類に懸念がある旨を表明した。また、オランダは、分類については WG で検討すべきとした上で、経口急性毒性が区分 4 であること及び刺激性を考慮すれば、MHB に分類すべきであるとの意見を述べた。
- ・ 米国は、液状化特性を評価すべきとの意見を述べた。
- (b) WG における審議

WGは、粒状硫化鉄を種別Cに分類することに合意し、細かな修正を加えたうえ最終案を準備した。

(c) プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、WGが準備した最終案を採択のためMSC89に送ることに合意した。

- (^) 硫酸第一鉄・七水和物の個別スケジュール (DSC 15/4/7:英国)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

米国及びカナダが本提案を支持し、小委員会はWGで詳細に検討することに合意した。検討において、以下の意見があった。

・ 米国は、酸化性物質と接触すると反応することから、要件を検討すべきとの意見 を述べ、カナダがこれを支持した。 ・ オランダは、毒性や刺激性を考慮して、この貨物は MHB に分類すべきであると の意見を述べ、ドイツがこれを支持した。

(b) WG における審議

WG は、硫酸第一鉄・七水和物を種別 C に分類することに合意し、若干の修正を加えたうえ最終案を準備した。

(c) プレナリーにおける審議 (WG 終了後)

小委員会は、WG が準備した最終案を採択のため MSC 89 に送ることに合意した。

- (二) 湿性フライアッシュ (種別 A) (DSC 15/4/10: イタリア)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

イタリアは、提案文書の説明において、調査の結果、一部の貨物が運送許容水分値 (TML) より高い水分値で運送されていたことが分かったため、種別 A (液状化物質) に分類した旨を述べた。なお、貨物の水分値は 10~20%であったの情報が述べられた。 検討において、INTERCARGO から当該貨物はポンプで荷役できる貨物なのかとの質問があり、イタリアは、スラリーではなく、湿った貨物を論じていると回答した。 また、ICS から個別スケジュール案に TML に関する記述がないとの指摘があったものの、イタリアは、TML は個別スケジュールに明記するものでは無いとの意見を述べた。

検討の結果、小委員会は、基本的に本提案に合意した上で、WG に最終案を準備するよう指示した。

(c) WG における審議

WGでの検討において、イタリアより、貨物の流動水分値は約25% (TML:22.5%) 及び約30% (TML:27%) のものであったとの情報が提供されると共に、乾性のフライアッシュはセメントと同様の性質であるのに対し、湿性のものはグラブ等で荷役されており、別の貨物と考えるべきであるとの説明があった。

検討の結果、WG は、Clean Up に係る要件を修正したうえ最終案を準備した。

(d) プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、WG が準備した最終案を採択のため MSC 89 に送ることに合意した。

- (ホ) 硫化マグネシウム肥料 (DSC 15/4/12:英国)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG開始前)

オランダは当該貨物を種別 C にすることに懸念を示した。小委員会は、本提案に基本的に合意した上で、WG に貨物の分類(種別 B 又は種別 C)に関する検討を行うと共に最終案を準備するよう指示した。

(b) WG における審議

WGは、硫化マグネシウム肥料を種別Cに分類することに合意し、毒性を有すると 考えられる塵埃に関する注意事項を中心に要件の修正を行ったうえ最終案を準備し た。

(c) プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、WG が準備した最終案を採択のため MSC 89 に送ることに合意した。

- (^) 粒状ニッケルマット(DSC 15/4/15:カナダ)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

ドイツは本提案を基本的に支持しつつ毒性の塵埃に懸念を示した。小委員会は、本 提案に基本的に合意した上で、WGに貨物の分類(種別B又は種別C)に関する検討 を行うと共に最終案を準備するよう指示した。

- (b) WG における審議
 - (i) 新規個別スケジュールを提案する際に添えるべきデータに関する指針

WGでの検討において、多くのメンバーが様々な点についてデータの不足を指摘した。これに関連し、米国が添えるべきデータを示した指針が必要であるとの意見を述べた。

WG は米国の意見に賛同し、小委員会に指針作成を推奨することとした。

(ii) 個別スケジュールの追加

WG は、カナダが準備した個別スケジュール案に水分値管理のため雨中荷役の要件および貨物の毒性に起因する要件を追加した上、一度は同案に合意した。

しかしその後、カナダは、貨物の毒性に起因する要件の強化を受け入れ難いとの理由から提案を取り下げ、再度情報を収集した上で再提案する旨を述べた。なおその際、カナダは当該貨物に関する知見を有しない者の推測により、要件が強化されていくことに懸念を示した。

(c) プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、新規個別スケジュールを提案する際に添えるべきデータに関する指針 の必要性について検討すべきとの WG の意見に合意し、本件について提案を行うよう、 各国及び機関に要請した。

- ⑥ 用語「competent authority」の使用(DSC 15/4/8:オランダ)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

ペルーは、competent authority は一般的な単語であり、柔軟性のある表現を変える本提案は混乱の原因になるとの意見を述べると共に、特に port authority への修正は行うべきでは無い旨主張とした。またスウェーデンは、用語 competent authority を使用することそのものに懸念があるとの意見を述べた。ベネズエラは、ペルー及びスウェーデンの意見を支持し本提案を支持しない旨を述べた。

一方、マーシャル諸島は本提案を原則支持した。ベルギーは本提案を原則支持した うえ用語 port state authority を使用することも可能できる旨述べた。またオーストラ リアは本提案を原則支持したうえ第 1.5 節では用語 port authority を使用するべきでは ないとの意見を述べた。

ICSは、検討の必要性に合意し、本提案を基に十分に検討すべきであるとした上で、 船舶の設計に係る事項および船舶の状態に関係する事項に注意する必要がある旨を 指摘した。

パナマは、ペルーの意見を支持し IMSBC コードは柔軟性を認めているとの意見を示したうえ WG での検討を要望した。フランスもまたこれを要望した。

検討の結果、小委員会は、WG で検討すること合意したが、IMSBC コード改正案

の作成を最優先することを併せて確認した。

- (b) WG における審議
 - (i) 審議の冒頭でオランダは、還元鉄 (3 種) の個別スケジュールにおいて competent authority を port authority に修正する案を取り下げる旨を述べ、WG はこれを了承した。そのため、他の8件について審議した。
 - (ii) WG は、硝酸アンモニウム UN 1942、アルミニウムフェロシリコン粉末 UN 1395、アルミニウムシリコン粉末 (表面を被覆していないもの) UN 1398、及びフェロシリコン (UN 1408 及び MHB) の個別スケジュールにおいて competent authority を Administration に修正することに合意した。
 - (iii) WGは、合意に基づき改正草案を作成した。
 - (iv) 報告書の確認の時点で、WG は、硝酸アンモニウム UN 1942 については、関連する 記述を削除することに前回会合で合意しており(DSC 15/4, Annex 1, Paragraph 9)、 この改正は無意味であることを認識し、IMSBC コードの改正草案から削除し、改 正案を作成した。
- (c) プレナリーにおける審議 (WG 終了後)

小委員会は、WGが作成した改正案を採択のためMSC89に送ることに合意した。

- ⑦ 鉄鉱粉 (Iron Ore Fines) (DSC 15/4/16: BIMCO 及び MSC 87/INF.13: インド)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

事務局は、MSC 87 及び FSI 18 の審議結果について説明し、MSC87/INF.13 以外の 提案文書が出されていない点を指摘した。

ベネズエラ、マーシャル諸島及び INTERCARGO は、IMSBC コードへの鉄鉱粉の新規個別スケジュールの追加及び DSC Circular 発行の両提案を支持した。なお、フランスは DSC Circular 発行については支持した。

一方、オーストラリアは、鉄精鉱と間違えた可能性がある旨を指摘し、新規個別スケジュールの追加及び DSC Circular 発行の両提案共に反対した。

小委員会は、新規個別スケジュールを作成するために基礎となる文書が無いとして、IMSBC コード中の鉄鉱石の個別スケジュールの改正および鉄鉱粉の個別スケジュールの作成は今回会合では行わないことに合意した。その上で、DSC Circular を発行することに合意し、草案の作成を WG に指示した。

(b) WG における審議

WGでの検討において、オーストラリア及び英国は、鉄精鉱と勘違いしているのではないかとの意見を述べた。なおその際、オーストラリアは同国では鉄精鉱の商品名が"Iron Ore Fines"であることを説明した。これに対し、イタリア及びBIMCOは、この貨物は鉄精鉱ではないとの意見を述べた。

BIMCO が DSC Circular のたたき台を準備し、WG は同案を基に検討を行ったうえ 最終案を準備した。なお、同 Circular の表題は "DSC Circular on the carriage of Iron Ore Fines that may liquefy"となった。

(c) プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、WG が準備した DSC Circular 案を承認すると共に同 Circular を回章す

ることに合意した。

- ⑧ 還元鉄 (IRON FINES (BLEND)) の運送 (DSC 15/INF.6:トリニダードトバゴ)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)
 - (i) 今回会合における本提案の審議

ドイツ、マーシャル諸島、英国、バハマ、ギリシャ、フランス、ノルウェー及び デンマークは、本提案が Information Paper であることを理由に審議する必要は無い との意見を述べた。一方、メキシコは今回会合で本提案を審議すべきとの意見を述 べた。またベルギーは、Information Paper なので、時間があれば審議すれば良いと の意見を述べた。

議長は、この文書は前回会合の審議(DSC 14/4: DSC 13 の WG の報告)を受けて提出されたものであることを確認しつつも、提案が Information Paper であることから、各国は対応を求められていないと理解しているため、今回会合では審議しないとの纏めを行った上、正式文書として提案するようトリニダードトバゴに要請した。その上で、議長は、時間があれば最低の優先順位で本提案について検討し今回会合に口頭で報告するよう WG に指示した。トリニダードトバゴは、この議長裁定に合意した。

本件に関連し、マーシャル諸島が、今回会合で審議する文書の明確化を求めたところ、小委員会は、今回会合では今回会合に提出された文書を審議することに合意し、興味のある国は次回会合に文書を提出するよう要請した。

(ii) 提案内容に関する審議

ベネズエラ、エクアドル、チリ及びボリビアは本提案を支持した。ベネズエラは、 既存の DRI (C) の個別スケジュール (水分値を 0.3 %に制限) は実際の貨物の性状 を反映しておらず、この貨物は水分値の高い DRI (C) に相当する旨説明した。

カナダは、この貨物は取り扱いが難しく連続通風が必要であり、通風要件が問題であるとの意見を述べた。

また ICS は、DRI (C)の運送は危険であるため慎重な検討が必要である旨を述べた。INTERCARGO は、この貨物は DRI (C)であり、既に合意済みの個別スケジュールが存在する点を指摘し、名称が紛らわしい旨を指摘した。

マーシャル諸島がこの貨物は水分値の高い DRI(C)であるか否か明確にして欲しい旨述べたところ、トリニダードトバゴは DRI(C) との主な違いは水分であると回答すると共に、ここで提案しているのは反応性の低い貨物の個別スケジュールである旨を述べた。

(b) WG における審議

INTERCARGO は、この貨物は DRI (C)であると理解している旨を述べた上で、DRI (C)は危険なので運送したくないとの考えを示し、安全に運送できる方法を提案すべきであるとの意見を述べ、マーシャル諸島がこれを支持した。さらにINTERCARGO は、水分値が高くなると液状化の問題も発生する旨を指摘した上で、水分の高い貨物を運送するのであれば、IMSBC コードに無い貨物として三カ国合意で運送すれば良いとの意見を述べた。

トリニダードアンドトバゴは、WG に対して謝辞を述べ、引き続き運送は続けると した上で、次回会合に科学的データを添えて再提案する旨を述べた。

(c) プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、口頭による WG の報告をノートした。

- 9 MHB の判定基準(DSC 15/4/1:米国及びオランダ、DSC 15/4/9:ドイツ、DSC 15/4/14: BIMCO)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)

スウェーデン及びギリシャは、米国及びオランダ提案(DSC 15/4/1)を支持し、本 提案に基づいて検討すべき旨を述べた。

日本は、現行 IMSBC コードにある貨物の再分類を実施すべきとする BIMCO 提案 (DSC 15/4/14) に対し、現行コードにある貨物の再分類は不要との意見を述べ、カナダ及びオーストラリアがこれを支持した。一方、フランスは、本件に関して CG を設置することを支持しつつ、MHB の判定基準が決定次第、再分類を実施すべきとの意見を述べ、ドイツがこれを支持した。なお、ベルギーは、貨物の分類を変えたいとの提案があった段階で検討すれば良いとの意見を述べた。

検討の結果、小委員会は、これらの提案文書に基づき、CGの設置を含む予備的な検討をWGに指示することに合意した。また、現行 IMSBC コードにある貨物の再分類についてもWGに検討を指示した。

(b) WG における審議

WGはCGの設置に合意し、米国及びオランダが準備した付託事項の案を検討した。 検討において、日本は、IMSBCコード改正案の作成が含まれている点に懸念を示し、 MHB判定基準の取り扱いについては何も合意していない点を指摘した。その際、要 件の取り入れ方によっては、試験の結果、貨物の種別が突然変わることが想定され、 これまで同コードにある貨物として運送されていたものが、急にコードに無い貨物に なり、運送に支障を来す可能性がある旨指摘した。

MHB 判定基準の位置付けについて様々な意見が交換され、検討の結果、WG は、IMSBC コード等の改正案の作成を付託事項に含めないことに合意した上、付託事項を準備した。

(c) プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、WG が準備した付託事項に基づき、米国をコーディネーターとする CG を設置することに合意した。CG への付託事項は以下のとおりである。

- MHB 判定において考慮すべき危険性を特定すること
- ・ 判定基準案を作成すること
- ・ 貨物が MHB か否か判定するためのデータ (新規個別スケジュール等の提案文書 を出す際に含めるべき事項) について検討すること
- DSC 16 に書面で報告すること
- ⑩ 水生環境有害物質の取り扱い (DSC 15/4/11: オーストラリア)

米国は、オーストラリアが提起した問題に理解を示しつつ、本件に係る BC 小委員会 (DSC 小委員会の前身の委員会の一つ) における審議の経緯を紹介した。その上で、米

国は、貨物残滓の放出は禁止すべきとの基本的考えを示し、慎重な審議が必要であるとした上で、審議に際しては、MEPCに作業計画を提案し、新たな議題として審議すべきとの意見を述べた。ICS、ドイツ及びクック諸島は、米国の意見を支持した。

ノルウェーは、MEPC 61 で MARPOL 条約附属書 V に関する CG の報告等が議論されることを指摘した上で、MEPC 61 の後に検討すれば良いとの意見を述べ、パナマ、オランダ及びアルゼンチンがこれを支持した。また、ベルギーは、ノルウェーの意見を支持しつつ、UN 3077 が固体ばら積み貨物に適用されるか否かは明確ではないとの考えを述べた。検討の結果、小委員会は、MEPC 61 における MARPOL 条約附属書 V に関する審議を待つ必要があることに合意するとともに、MEPC 61 に本件の検討を依頼することに合意した。また小委員会は、興味のある国に対し MEPC 62 に作業計画を提案するに要請した。

- ① 固定式ガス消火設備を免除できる貨物及び固定式ガス消火設備が有効でない貨物に関する指針(MSC/Circ.1146)の見直し(DSC 15/4/13:事務局)
 - (a) プレナリーにおける審議(WG 開始前)特段の意見はなく、小委員会は WG に MSC/Circ.1146 改正案を準備するよう指示した。
 - (b) WG における審議 WG は、MSC/Circ.1146 改正案を準備した。
 - (c) プレナリーにおける審議(WG 終了後)小委員会は、WG が準備した改正案を承認のため MSC 89 に送ることに合意した。

(5) 海難・事故報告及びその分析(議題5関連)

DSC 15/5 (カナダ)、DSC 15/5/1 (米国)、DSC 15/5/2 (ベルギー)、DSC 15/5/3 (オランダ)、DSC 15/5/4 (スウェーデン)、DSC 15/5/5 (フィンランド)、DSC 15/5/5 (イタリア)、DSC 15/5/7 (ドイツ)、DSC 15/5/8 (韓国)、DSC 15/5/9 (チリ)及び DSC 15/5/10 (事務局)に基づき、危険物を収納したコンテナの検査 (CIP)の結果報告が行われ、その結果がノートされた。本件に関連し、小委員会は、CIP の結果報告を行っていない国に対し MSC.1/Circ.1202 に従って結果を提出するよう要請した。また、小委員会は、CIP の実施に関する調査を依頼したMSC.1/Circ.1147 に基づき報告を行っていない国に対し、次回会合に調査結果を提出するよう要請した。

(6) 保護衣のガイダンス (議題 6 関連)

個人保護衣の要件策定に関し2種の作業方法を示しているスウェーデン提案 (DSC 15/6) の検討が行われた。検討の中で、ISO 事務局より、現在 TC 94 及び TC 8 において化学薬品に対する個人保護衣に関する基準 ISO16602:2007 の見直しが行われており、同基準の見直作業の終了は早くても約1年後であるとの報告があった。

小委員会は、ISO における作業との重複を避けるため、ISO の作業終了を待って本件の検討を行うこととした。

(7) 甲板積木材運送の安全実施基準 (Timber Deck コード) の見直し (議題7関連)

① プレナリーにおける審議(WG 開始前)

小委員会は、ワーキンググループ (WG) を設置し、コレスポンデンスグループ (CG) が準備したコード改正案 (DSC 15/7 ANNEX) を基に最終案を準備するよう指示した。

② WG における審議

WG は、コード改正案 (DSC 15/7 ANNEX) を基に Timber Uprights に関する補足試験の結果 (DSC 15/INF.3) を参考のうえ最終案 (Timber Deck コード 2011 年版 (案)) を準備した。CG が準備した改正案からの主な変更点は、以下のとおりである。

- (a) 改正コードの施行日以降に承認される貨物固定マニュアル (CSM) は、本改正コード の規定を満足するものでなければならないこと、但し、現行コード (Resolution A.715(17)) に基づき既に承認を得ている CSM については、施行日以降も有効である 旨記述した (第1.2節)。
- (b) 作業の安全性及び環境面に関する要件については、現行コードの要件(現行コード第5.2 節から第5.7 節)を踏襲する内容とした(第2.8 節)。
- (c) 固定方法として、摩擦を利用する方法に加え、他の実用的な方法(ハッチカバーへの滑り止め塗装等)を追加した(第2.10節)。
- (d) DSC 15/INF.3 を基に関連する計算式を修正した(第6章)。
- (e) 第6章中の幾つかの要件については、コード全般に共通するものであることから、新たな章を設け、一般要件として規定した(第7章及び第8章)。
- ③ プレナリーにおける審議(WG終了後)

小委員会は、特段の意見もなく WG の報告を承認し、承認のため MSC 89 に送付ことに合意した。

(8) 水反応性物質の積載(議題8関連)

小委員会は、ドイツが現在も総合的安全評価 (FSA) に関する調査研究を継続中であることをノートするとともに、ドイツの要請に従い作業終了目標年を 2011 年に延長することとした。

(9) 貨物輸送ユニットの収納指針の見直し (議題9関連)

- ① 貨物輸送ユニットの収納指針の見直し (DSC 15/3, annex 8 及び DSC 15/9) 小委員会は、E&T グループが準備した IMDG コード第 35 回改正を反映した貨物輸送ユニットの収納指針改正案に合意した。
- ② IMO/ILO/UN ECE 貨物輸送ユニットの収納指針の見直し (MSC 87/10/3)

貨物輸送ユニットの収納指針の見直しを行うため IMO、ILO 及び UN ECE の合同部会を設置すべきとした UN ECE 提案については、何時、何処で、誰が行うのかが明確ではないとの指摘があり、小委員会は事務局に対し ILO 及び UN ECE 事務局との打合せを行いその結果を DSC 16 に報告するよう要請することとした。

(10) 本船上の閉鎖区域への立入に関する勧告の見直し(議題10関連)

① プレナリーにおける審議

小委員会は、コレスポンデンスグループ (CG) の報告 (DSC 15/10/1)、同報告に対するアルゼンチンからのコメント (DSC 15/10/2) 並びに本議題に関連する MAIIF、事務局及び ICHCA からの情報 (DSC 15/10、DSC 15/10/3 及び DSC 15/INF.5) の検討を行った。検討において、立入が許可される閉鎖区域内の酸素濃度、同勧告への安全マネジメントの節の追加及び運送貨物に係る危険性へのイナートガス (窒素) の追加の必要性等について様々な意見が示された。

小委員会は、ワーキンググループ (WG) を設置し、これら意見を考慮の上、CG が準備した勧告改正案 (DSC 15/10/1, ANNEX) を基に最終案を準備するよう指示した。

② WG レポートの審議

小委員会は、WG が準備した本船上の閉鎖区域への立入に関する勧告改正案 (DSC 15/WP.4, ANNEX) を審議し、特段の修正なく同案に合意した。CG が準備した改正案からの主な変更点は、安全マネジメントの節 (第3節) 及び運送貨物に係る危険性へのイナートガスとしての窒素の使用 (第10.4項) の追加である。

また、小委員会は、本結果は他の小委員会にも関連する事項であるとして、本結果を関連する各小委員会の次回会合(STW 42、FP 55 及び BLG 15)に報告するよう事務局に指示した。

(11) コンテナ検査プログラム (CIP) の効率の検討 (議題 11 関連)

DSC 14 にて検討されたコンテナインスペクションガイダンス案 (DSC 14/17/1) の修正に 関する文書 DSC 15/11 (米国)、DSC 15/11/1 (ドイツ)、DSC 15/11/2 (スペイン)、DSC 15/11/3 (韓国) 及び DSC 15/11/4 (ロシア) の検討が行われた。

ドイツは提案文書の中でガイダンスの必要性に疑義があるとの指摘を行ったが、検討の結果、小委員会はガイダンスが必要であるとの結論に至った。しかしながら小委員会は、現時点ではガイダンスを策定する上での十分情報がないとして、次回会合における最終化を目指し米国をコーディネーターとするコレスポンデンスグループを設置して検討を続けることとし、委員会に対し作業終了目標年を 2011 年に延期するよう要請することとした。

また、本件に関連し、小委員会は、インスペクションに関するトレーニングの実施等、途 上国への技術協力の必要性を認識し、技術協力計画に当該関連トレーニングを含めることを 検討するよう技術協力委員会に要請するよう委員会に依頼することとした。

(12) 港での放射性汚染物検出のための設備の設置 (議題 12 関連)

放射性物質及び放射性汚染物質検出器の港湾への設置基準に関するイラン提案 (DSC 15/12) 及び放射性汚染物質の検出に係る安全保安ガイドラインに関する IAEA 文書 (DSC 15/INF.8) の審議が行われた。現在、安全保安ガイドラインの策定作業が最終段階にあることから、小委員会は、IAEA 事務局に同ガイドライン最終案を DSC 16 に提出するよう要請することとし、また、同ガイドライン案の提出を待って次回会合にてイラン提案の検討を行うこととした。

(13) コンテナ安全条約及び関係回章文書の改正 (議題 13 関連)

小委員会は、CSC.1/circ.138 で要求される ACEP リストに含めるべき情報及び当該リストの公開方法について検討を求めるフランス提案 (DSC 15/13) に合意し、次回会合にて本件の検討を続けるとした上で、各国に対し本件に関する意見を提出するよう要請した。これにより、本議題の作業完了目標年は 2011 年に延長された。

(14) 作業計画及び次回会合 (DSC 16) の議題 (議題 14 関連)

事務局より、次回会合(DSC 16)の開催日程を2011年9月19日から23日に暫定的に設定している旨案内があった。

MSC 89 に承認のために送られる次回会合の議題及びワーキンググループ (WG) は以下のとおりである。

議題1 議題の採択

議題2 他のIMO機関の決定

議題3 危険物輸送に関する国連勧告と IMDG コードの調和を含む IMDG コード及び付録の改正

① IMDG コードと国連勧告との調和

② IMDG コード及び付録の 36-12 改正

議題 4 貨物の性状評価を含む IMSBC コードの改正

議題5 事故報告及びその分析

議題6 水反応性物質の積載

議題7 貨物輸送ユニットの収納指針の見直し

議題8 コンテナ検査プログラム(CIP)の効率の検討

議題9 港湾での放射性汚染物の検出のための設備の設置

議題 10 コンテナ安全条約(CSC条約)及び関係回章文書の改正

議題 11 閉鎖区域への立入及び救助訓練の強制化するための SOLAS 条約の改正

議題 12 作業計画及び次回会合の議題

議題 13 2012 年の議長及び副議長の選出

議題14 その他の議題

議題 15 海上安全委員会 (MSC) への報告

WG1: 貨物の性状評価を含む IMSBC コードの改正

WG2: 閉鎖区域への立入及び救助訓練の強制化するための SOLAS 条約の改正

WG3: コンテナ検査プログラム(CIP)の効率の検討

(15) 2011年の議長及び副議長の選出(議題 15 関連)

2011年の議長及び副議長には、それぞれ現職の Lefevre 女史(フランス)及び Dominguez 氏 (パナマ) を再選した。

(16) その他の議題(議題16関連)

① CSS コードの改正 (DSC 15/16)

CSS コード上の船長の義務要件の改正を求める提案については、審議前に、ドイツが提案を取り下げたため審議されなかった。

- ② 共同調査プロジェクト (Lashing@Sea) 関連情報 (DSC 15/16/1 及び DSC 15/INF.2) オランダは、プレナリーにおいて海運業界との共同調査プロジェクト (Lashing@Sea) の調査結果を報告すると共に、会期中に本調査に関するプレゼンテーションを実施した。 小委員会は、本調査報告に謝辞を述べると共にこれをノートした。
- ③ 組織名の変更 (DSC 15/16/2)VOHMA より名称の変更 (IVODGA) について紹介があり、小委員会はこれをノートした。
- ④ 危険物運送に関する国際セミナーの概要 (DSC 15/16/3) 韓国より、2010 年 7 月 2 日及び 3 日にソウルで開催された危険物運送セミナーの概要が報告された。小委員会は、本報告に謝辞を述べると共にこれをノートした。
- ⑤ MARPOL 条約付属書 III の適用を受ける危険物の廃棄物受入れ施設(MEPC 60/6/5) 小委員会は、海洋汚染物質を収納した容器が損傷した場合の受入れ施設の港湾への設置を義務付けるよう MARPOL 条約付属書 III を改正すべきとするイラン提案の検討を行った。 小委員会は、容器が損傷した貨物は"Packaged cargoes"の定義に当てはまらず、同条約付属書 V の適用を受ける廃棄物として扱うことが可能であるため、付属書 III の改正は不要であることに合意した。また小委員会は、容器が損傷した危険物へのサルベージ容器の使用に関する規定が IMDG コードに存在することをノートすると共に、本情報を MEPC に報告するよう事務局に指示した。

(17) 閉鎖区域への立入及び救助訓練の強制化するための SOLAS 条約の改正 (議題 17 関連)

① プレナリーにおける審議

議題 10 の検討に引き続き、小委員会は、船上における閉鎖区域への立入事故を防止するための方法として閉鎖区域への立入及び救助訓練を強制化すべきとする提案 (DSC 15/17) の検討を行った。

オーストラリア、ギリシャ、スウェーデン、パナマ、米国、ブラジル等が同提案を全面的に支持する一方で、閉鎖区域への立入事故発生の根本的原因は船員に対する安全教育の不備であるとして、日本、マーシャル諸島、クックアイランド、ICS、ITF等は船上における訓練の強制化よりもSTCWコードの要件見直し又はISMコードのもと安全教育の徹底及び安全管理システムの強化を図ることがより適切である旨主張した。

小委員会は、議題 10 において設置されたワーキンググループ (WG) の中で、上記意見を踏まえた詳細な検討を行うよう指示した。

② WG における審議

船上における訓練の強制化に関する検討が行われたが、プレナリー同様、船上における 訓練の強制化を主張する側と ISM コードによる安全管理システムの強化を主張する側に 意見が二分し、検討時間の制約により最終結論には達しなかった。 WGは、本件については更なる検討が必要であると判断すると共に本議題の作業終了目標年が2012年であることから、次回会合に本件に関する提案を各国に求めるよう小委員会に要請することとした。

③ WG レポートの審議

小委員会は、WGからの要請に合意し、次回会合にて本件の検討を続けるとした上、各国に対し本件に関する意見を提出するよう要請した。また、小委員会は、本件はBLG小委員会にも関連する事項であるとして、本結果を同小委員会次回会合(BLG 15)に報告するよう事務局に指示した。

* * *